

役場からの便り

令和8年度放課後児童クラブ入会児童募集

☎児童館 53・3635
☎こども支援課 21・5561

◆開設クラブ 第一児童クラブ（一小学区）／第二児童クラブ（二小学区）

◆入会基準 村内の小学校に在籍している児童で、保護者等の就労などの理由により、放課後等に家庭において保育することができないと認められる児童。
※保護者等とは、父母・養育者の他、同居又は同一敷地内に住む祖父母や叔父（伯父）・叔母（伯母）も含まれます。

◆募集定員 第一児童クラブ120名／第二児童クラブ80名

◆対象児童 小学1年生～6年生 ※入会は1年生～3年生を優先します。

◆開設時間 平日 下校時～18:30
長期休業期間等 7:30～18:30

◆開設期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
※国民の祝日、年末年始は休みとなります。

◆負担金 月額 3,000円

◆募集期間 令和7年11月4日（火）～11月25日（火）

◆申込方法 新規入会希望の方には、児童館又はこども支援課（保健福祉総合センター内）で入会申込書をお渡しします。
現在入会中で、継続して利用を希望する方も再度お申し込みが必要です。各クラブで入会申込書をお渡しします。

◆提出先 新規入会希望の方は、児童館又はこども支援課（保健福祉総合センター内）へ提出してください。
継続入会希望の方は、各クラブへ提出してください。

※昨年度と書類配布場所及び提出先が若干異なりますのでご注意ください。



令和8年度泉崎保育所入所児募集

☎こども支援課 21・5561
☎保育所 53・3619

◆対象児 泉崎村に住所を有し、保護者が就労・疫病・介護などの理由により、保育を必要とする0歳（6か月）からの乳幼児

◆募集定員 60名

◆募集期間 令和7年11月4日（火）～11月25日（火）

◆申込書類 令和7年10月7日（火）より、こども支援課（保健福祉総合センター内）又は泉崎保育所にて配布いたします。

◆提出先 こども支援課（保健福祉総合センター内）又は泉崎保育所へ提出してください。

※昨年度と書類配布場所及び提出先が若干異なりますのでご注意ください。

令和8年度泉崎幼稚園園児募集(3、4、5歳児)

☎幼稚園

☎53・2810

☎教育委員会

☎54・1533

◆対象園児 泉崎村に住所を有する以下の園児。

3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ



◆募集期間 令和7年11月4日(火)～11月25日(火)

◆申込方法 教育委員会で「幼稚園等施設利用(入園願書)申請書」を受け取り、必要事項を記入し、幼稚園に提出してください。

※3歳児対象の保護者には、「案内」と「幼稚園等施設利用(入園願書)申請書」を送付します。

◆その他 泉崎幼稚園では「預かり保育」を実施しています。

預かり保育を希望される保護者は、入園願書と共に送付する「子育てのための施設等利用給付認定申請書(家庭で保育できない幼児に限る)」「就労証明書(同居する家族分)」に記入の上、お申し込みください。

幼稚園保育料等について

泉崎村では、村内に居住し、泉崎幼稚園に就園している幼児を対象に、幼稚園保育料、預かり保育料、バス使用料及び給食費の無償化を実施しております。

(法改正により全国で令和元年10月1日から幼児保育の無償化がスタートしました。)

給食費の無料化について

村内の幼稚園、小学校、中学校へ通っていること、当該幼児・児童・生徒の保護者が納入すべき村税等(村税・介護保険料・後期高齢保険料・村営住宅家賃・水道料・集排施設使用料・保育所保育料・児童館負担金)を滞納していないことが要件となります。

休日窓口一部休止のお知らせ

☎住民生活課

☎53・2112

☎税務課

☎53・2113

住民記録システム改修のため、令和7年10月26日(日)の休日窓口は以下の内容で対応いたします。ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

◆住民生活課 全ての証明書の発行業務休止

◆税 務 課 各種税金・使用料の納付のみ対応(納付書をお持ちの方)

確かな信用、確かな技術

上下水道・設備工事・土木とび工事

「株式会社 兼 千」

〒969-0102 泉崎村大字関和久字瀬知房5
TEL 54-1101 FAX 54-1103

福島県屋外広告業登録 第30010号

T-Sign 富永看板店

〒969-0105 福島県西白河郡泉崎村大字踏瀬字長峯52
TEL/0248-53-3199 FAX/0248-53-2264
E-mail/t-sign@galaxy.ocn.ne.jp

住民生活課一部証明書の変更について

☎住民生活課 ☎53・2112

令和7年10月27日（月）より、泉崎村の住民記録システムが国の標準仕様に準拠したシステムに変更となり、一部証明書の様式と手数料が変更となります。

◆変更となる主な証明書

①住民票抄本の写し

②住民票謄本の写し・・・住民票謄本の写しの様式は「世帯連記式」へと変更になります。

「世帯連記式」の住民票の写しは、1枚に4人までの世帯員が記載される様式です。
各項目（住所・氏名・世帯主・続柄・本籍・筆頭者など）は最新の情報のみが記載され、
変更履歴は記載されません。住所履歴は原則、現住所及び転入前住所が記載されます。

③住民票記載事項証明書

④印鑑証明書

◆変更となる手数料

	手 数 料
現 在	1通につき200円。ただし、世帯の人数が4人を超えるごとに200円を加算する。 (例：4人世帯…200円、5人世帯…400円)
令和7年10月27日より	一律200円

※上記のシステム改修に伴い、コンビニ交付サービスが以下の期間で利用できません。コンビニで各種証明書を取得予定の方はご注意ください。

令和7年10月24日（金）17：30～令和7年11月8日（土）6：30

固定資産税に係る証明書等の変更について

☎税務課 ☎53・2113

令和7年10月27日（月）より、泉崎村の税務システムが国の標準仕様に準拠したシステムに変更となり、これまで自治体ごとに定めていた通知書や証明書などの帳票が、国の定める標準仕様に統一されます。

これにより、従来発行していた固定資産に係る証明書等が変更となります。

◆廃止される証明書 名寄帳

◆廃止される証明書の代替手段

①名寄帳兼課税台帳又は評価証明書

②毎年5月上旬発送の「固定資産税納税通知書」に同封の土地・家屋課税明細書

※課税明細書の再発行はできませんので、大切に保管してください。

◆変更される証明書

①評価証明書

②公課証明書

③資産証明書

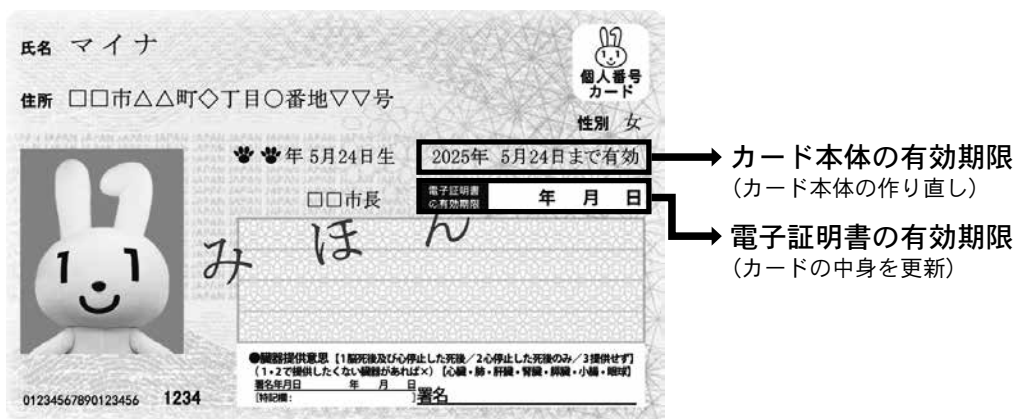
※評価証明書と公課証明書の1枚あたりの表示物件が7件から5件となります。

マイナンバーカードの更新について

☎住民生活課 ☎53・2112

マイナンバーカード本体及び電子証明書には有効期限があり、有効期限到来前の更新手続きが必要です。

今年はマイナンバーカードの発行開始から10年が経ち、マイナポイント第1弾開始からは5年の年になるため、多くの方のマイナンバーカードが有効期限を迎えます。有効期限の2か月から3か月前を目途に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、更新手続きをお知らせする「有効期限通知書」が送付されますので、通知書が届きましたら更新の手続きをしましょう。



- ◆窓 口 泉崎村役場住民生活課 平日8：30～17：15（最終受付17：00）
 - ・予約をすると待ち時間なしでお手続きが可能です（予約なしでもご利用できます）。
 - ・休日窓口・平日延長窓口では予約制の一部日程でマイナンバー事務を取り扱っています。日程については泉崎村ホームページ、又はお電話でお問い合わせください。
- ◆予約方法 泉崎村公式LINE又は住民生活課までお電話ください。
- ◆その他 必要なものなど詳細については、郵送される「有効期限通知書」又はデジタル庁の公式ホームページ（<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/expiration-date>）をご覧ください。

令和8年度から前納報奨金制度は廃止となります

☎税務課 ☎53・2113

この制度は、税収の早期確保などを目的に創設されたものですが、一括納付したくても資力のない方や村民税の特別徴収者には適用されないこと等、不公平が生じていることから、すでに多くの自治体がこの制度を廃止しています。このような状況を踏まえ、泉崎村においても、令和8年度から前納報奨金制度を廃止することになりました。

なお、前納報奨金制度は廃止いたしますが、今までどおり、納付書又は口座振替制度による一括納付はできますので、引き続き早期納税にご協力お願いいたします。

◆口座振替で全期前納されている方へ

現在、口座振替により一括納付されている方で、期別振替への変更を希望される場合、令和8年2月末までに税務課へ振替方法変更の届出が必要となります。

樹木や生垣等の適切な管理について

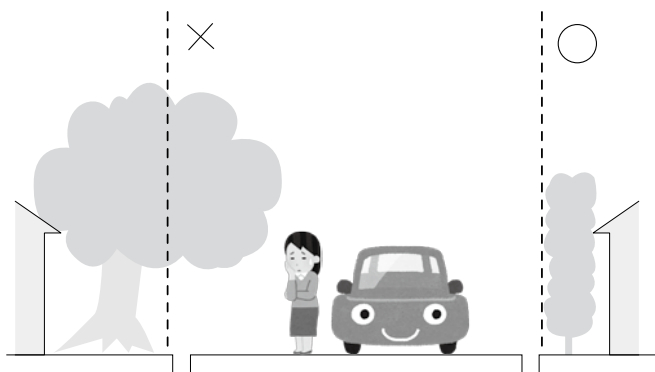
☎建設水道課 ☎53・2114

樹木や生垣等の伐採・剪定をして適切な管理をお願いします。

車道に樹木や生垣等が張り出していると通行に支障となるだけでなく、《交通障害》を引き起こす場合があります。

樹木や生垣等が道路にはみ出していることが原因で事故等が発生した場合、所有者の方が《損害賠償責任》を問われることがあります。（民法第717条・道路法第43条）

道路での事故防止のためにも、樹木や生垣等の所有者の皆様には伐採・剪定等の適切な管理をしていただくようお願いします。（民法第233条）



左側の樹木は道路に干渉し、歩行者、車両等の交通を妨げる可能性があります。このことが原因で事故が起きた場合、樹木の所有者の方が責任を問われる場合があります。

交通を妨げ、事故の原因をつくらないためにも、右側の樹木のように伐採・剪定等を行うようお願いします。

泉崎村長選挙について

☎選挙管理委員会 ☎53・2111

10月31日の任期満了に伴う泉崎村長選挙を次により行います。

詳しくは、泉崎村選挙管理委員会へお問い合わせください。

■投票日

令和7年10月19日（日）

■告示日

令和7年10月14日（火）

■投票ができる人

- ・平成19年10月20日までに生まれた者
- ・令和7年7月13日までに転入届をした者

～期日前投票・不在者投票～

期間：10月15日（水）～18日（土）

時間：8：30～20：00

場所：泉崎村役場 村民ホール

※滞在地等において不在者投票を予定される方は、事前に村選挙管理委員会へお問い合わせください。

（郵便による送付のため）

※請求書は村ホームページで取得できます。

Farmer's Market

こころや 秋の味覚フェア

ぶどう・なし・りんごなど
季節の果物を取り揃えてお待ちしております。

Halloween
こころん工房のハロウィン
クッキー販売中♪

人気
だよ

↑ 泉崎村川畑 37-1 TEL 0248-53-5568

スタッフ募集

①介護員 ②看護師 ③介護補助員(パート可)

※求人の詳細については下記へご連絡ください。

特別養護老人ホーム ケアハウス泉崎
〒969-0104 西白河郡泉崎村太田川字金山34
☎0248-53-3450

地域密着型 特別養護老人ホーム さつきの郷
〒969-0101 西白河郡泉崎村泉崎字笹立山7-1
☎0248-21-8083